

湖西市消費・安全対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

元号 8 年 3 月 19 日

湖西市長 田内 浩之



## 湖西市消費・安全対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、消費者が信頼できる食料の供給体制の整備等を推進するため、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 消安第 7340 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、消費・安全対策交付金実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 消安第 10272 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要領」という。）及び静岡県の定める消費・安全対策交付金等交付要綱（平成 17 年 6 月 30 日付け農マ第 68 号農業水産部長通知）に基づいて行う事業（以下「消費・安全対策事業」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、湖西市補助金等交付規則（昭和 51 年湖西市規則第 18 号。第 4 条第 1 項において「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第 2 条 補助の対象及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 市税を完納していないもの
- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）又は当該暴力団員等と密接な関係を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付申請をしようとする者は、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 湖西市消費・安全対策事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第 3 号）

(4) 資金状況調べ（様式第 4 号）

(5) 課税団体である場合は市税納付・納入確認同意書（様式第 5 号）

- 2 前項の場合において、補助金の対象の経費に消費税相当額（消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助事業者（補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者をいう。以下同じ。）が、免税事業者（消費税法第 9 条第 1 項の規定により、消費税を納める義務が免除される事業者をいう。）又は簡易課税制度の適用を受ける者（消費税法第 37 条第 1 項の規定により、仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者をいう。）である場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第 4 条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る補助金の交付が、法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、この要綱及び規則をいう。以下同じ。）及び予算の定めるところに違反しないか、事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を当該補助金の交付申請をした者に湖西市消費・安全対策事業費補助金交付（変更）決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

4 市長は、審査の結果、補助金の交付をしないものと決定したときは、速やかにその旨を当該補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 5 条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容の変更（重要な変更に限る。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更（重要な変更に限る。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべき

こと。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項をいう。）が交付申請書に記載してあるときは、市長の承認を受けたものとする。
  - (6) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
  - (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第5号に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、台帳その他関係書類を整理、保管しなければならないこと。
  - (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。
  - 3 第1項第1号及び第2号の重要な変更は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
    - (1) 補助事業の内容の重要な変更 補助事業者の変更
    - (2) 補助事業に要する経費の配分の重要な変更 経費の30パーセントを超える増減
  - 4 第1項第7号の台帳は、財産管理台帳（様式第7号）とする。  
（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、第4条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して30日以内に文書をもって申請の取下げをする

ことができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、第5条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、湖西市消費・安全対策事業費補助金変更承認申請書(様式第8号)及び第3条第1項第2号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第1項から第3項までの規定は、前項の承認について準用する。

(事業遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の11月30日現在の補助事業の遂行状況を報告書に記載し、その翌月の15日までに市長に提出しなければならない。ただし、11月30日までに事業が完了している場合は、次条の実績報告に替えることができる。

- 2 市長は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況の報告書の提出を求めることができる。
- 3 前2項の報告書は、事業遂行状況報告書(様式第9号)とする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、湖西市消費・安全対策事業実績報告書(様式第10号)及び第3条第1項第2号及び第3号に掲げる書類(以下「実績報告書等」という。)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書等は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(補助金の全額が概算払により交付された場合にあつては、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日まで)のいずれか早い日までに提出するものとする。
- 3 消費税相当額を減額せずに第3条第1項の補助金の交付申請をした補助事業者(次項において「消費税相当額未申告者」という。)は、実績報告書等を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 4 消費税相当額未申告者は、実績報告書等を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに市長に湖西市消費・安全対策事業消費税仕入控除税額等報告書(様式第11号)により報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還し

なければならない。

(交付金額の確定)

第 10 条 市長は、実績報告書等の提出があった場合においては、当該実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告書等に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを精査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、当該実績報告書等を提出した補助事業者に対し湖西市消費・安全対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(交付の時期等)

第 11 条 市長は、前条の規定により確定した補助金額を補助事業の終了後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その補助事業の終了前に補助金を交付することが適当と認められるときは、一括又は分割して概算払をすることができるものとする。ただし、第 13 条第 1 項に規定する概算払の承認の申請をする日における補助事業の進捗状況が 20 パーセントに満たないものについては、この限りでない。

(交付の請求)

第 12 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第 10 条の規定による通知を受領した日から起算して 10 日以内に、請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第 13 条 補助事業者は、第 11 条第 2 項本文の規定により概算払を受けようとするときは、概算払承認申請書（様式第 14 号）に第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する概算払の承認の申請があった場合は、これを審査し、適当であると認められるときは、概算払の承認をし、概算払承認通知書（様式第 15 号）により当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。

3 第 12 条の規定は、第 11 条第 2 項本文の概算払の請求について準用する。この場合において、第 12 条中「交付」とあるのは「概算払」と、「第 10 条の規定による通知を受領した日後 10 日以内」とあるのは「次条第 2 項の承認があった日後、別に定める日まで」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助の対象		補助率
対象者	対象経費	
1 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。） 2 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 3 市長が適当と認める団体	湖西市域における伝染性 疾病・病虫害の発生予 防・まん延防止のため に行う事業に要する経費	2分の 1以内
1 農業協同組合	湖西市域における日本型 食生活等の普及促進のた めに行う事業に要する経 費	2分の 1以内

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）湖西市長

所在地  
名 称  
代表者

湖西市消費・安全対策事業費補助金交付申請書

年度において、湖西市消費・安全対策事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

（消費税相当額がある場合）

1 交付申請額	円		
（補助金所要額）	（消費税相当額）		（補助金額）
円 -	円 =		円

様式第2号（第3条、第7条、第9条関係）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

市町名	事業実施 主体名	政策目的	政策目標	取組名	受益		完了（予定）年月日
					戸数	面積、処理量 又は頭羽数	

事業内容	事業量 (規格、規模等)	事業費 (円)	負担区分(円)				備考
			国庫交付金	県費補助金	市費補助金	その他	
小	計						

- (注) 1 「政策目的」の欄については、交付等要綱別表1のうち、該当する政策目的を記入すること。  
 2 「政策目標」の欄については、交付等要綱別表2のうち、該当する目標を記入すること。  
 3 「取組名」の欄については、交付等要綱別表1の事業メニューのうち該当するメニューを記入すること。  
 4 完了（予定）年月日の欄には、事業計画書については完了予定年月日を、事業実績書については実際の完了年月日を記入すること。  
 5 「事業内容」の欄については、国要綱別表1に掲げる事業の内容について具体的に記入すること。  
 6 「事業量」の欄については、国要綱別表1を参考に記入する。  
 7 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫〇〇〇〇円 うち県費〇〇〇〇円」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。  
 8 記入は1事業1表とすること。ただし、事業が複数ある場合には、事業費及び負担区分については、事業費及び負担区分について本表に準じて合計額を別表で記入し、仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国庫〇〇〇〇円」）を記入すること。  
 9 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。  
 10 変更事業計画書の場合は、変更前金額を上段括弧書きし、変更後金額を下段に、また、事業実績書にあっては、最終交付申請額を上段括弧書きし、実績金額を下段に2段書きで記入すること。

様式第3号（第3条、第7条、第9条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
1 市費補助金 (1)国庫交付金相当額 (2)県単独補助金額 (3)市単独補助金額	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載する。

様式第4号（第3条、第7条、第8条、第13条関係）

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号(第3条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(宛先)湖西市長

住所又は所在地

名称

代表者役職・氏名

※法人番号

下記の補助金交付申請に伴い、湖西市消費・安全対策事業費補助金交付要綱第2条第2項の規定に基づき、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 湖西市消費・安全対策事業費補助金

※法人番号が付与されている場合には、13桁の番号を記載し、法人番号が付与されていない場合には、記載不要。

第 号  
年 月 日

団体名  
代 表 者 様

湖西市長 印

湖西市消費・安全対策事業費補助金交付 (変更) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった湖西市消費・安全対策事業費補助金について、  
次のとおり条件を付して補助する。

¥	百	拾	万	千	百	拾	円

条件

- (1) 補助事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に相当する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定められている耐用年数等に相当する期間 (同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間) 内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容 (金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項をいう。) が交付申請書に記載してあるときは、市長の承認を受けたものとする。
- (6) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第 5 号に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、台帳その他関係書類を整理、保管しなければならないこと。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。



様式第8号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）湖西市長

所在地  
名 称  
代表者

湖西市消費・安全対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた湖西市消費・安全対策事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

第 号  
年 月 日

（宛先）湖西市長

所在地  
名称  
代表者

事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた湖西市消費・安全対策事業に係る遂行状況を下記のとおり報告します。

記

政策目的	政策目標	取組名	総事業費	事業の遂行状況				備考
				11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
				事業費	出来高率	事業費	事業完了予定年月日	
			円	円	%	円		

- （注）1 事業ごとに記入すること。  
2 備考欄に事業実施主体名を記入すること。

様式第 10 号 (第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

(宛先) 湖西市長

所在地  
名 称  
代表者

湖西市消費・安全対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた湖西市消費・安全対策事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第 11 号 (第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

(宛先) 湖西市長

所在地  
名 称  
代表者

湖西市消費・安全対策事業消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた湖西市消費・安全対策事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

記

- |                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額                    |   | 円 |
| ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)     |   |   |
| 2 補助金の交付申請時及び減額した消費税相当額      | 円 |   |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税相当額 |   | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2)           |   | 円 |

様式第 12 号 (第 10 条関係)

第 号  
年 月 日

団体名  
代 表 者 様

湖西市長



湖西市消費・安全対策事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった実績報告書を審査した結果、下記の金額を年度湖西市消費・安全対策事業費補助金として確定します。

¥	百	拾	万	千	百	拾	円

様式第 13 号 (第 12 条、第 13 条関係)

年 月 日

(宛先) 湖西市長

所在地  
名 称  
代表者

請 求 書 (概算払請求書)

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定 (決定) を受けた湖西市消費・安全対策事業補助金として、上記のとおり請求します。

口座振替先金融機関名  
口 座 種 別  
口 座 番 号  
口 座 名 義

様式第 14 号 (第 13 条関係)

第 号  
年 月 日

(宛先) 湖西市長

所在地  
名 称  
代表者

概 算 払 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払をされたく申請いたします。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする時期

円

(注) 資金状況調べ (様式第 4 号) を添付すること。

様式第 15 号 (第 13 条関係)

第 号  
年 月 日

団体名  
代 表 者 様

湖西市長



概 算 払 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました湖西市消費・安全対策事業費補助金概算払承認申請について審査した結果、下記のとおり補助金の概算払を承認します。

記

1 概算払をする金額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 概算払をする時期

月 \_\_\_\_\_ 円